



栃木県公報

令和元（2019）年
6月24日（月）
号 外
第 4 号

目 次

規 則

○栃木県手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定…………… 1

規 則

栃木県規則第一号

栃木県手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和元年六月二十四日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

栃木県手数料条例等の一部を改正する条例（平成三十一年栃木県条例第四号）附則第一項第四号に掲げる規定の施行期日は、令和元年六月二十五日とする。

（文書学事課）